

## 資料編

### 1 計画策定の経過

年月日	内 容	
令和3年 8月10日 ～8月17日	第1回検討委員会 (電子会議)	市民アンケート調査の検討について
令和3年 8月23日	第1回策定委員会	1 委嘱式 2 正副委員長の選任について 3 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について 4 策定体制・スケジュールについて 5 市民アンケート調査について
令和3年 9月17日 ～10月 8日	市民アンケート調査	無作為抽出による20歳以上の市民を対象に実施 配布2,000人、回収1,207人(回収率60.4%)
	福祉関係団体のヒアリング調査	ヒアリングシートを送付し福祉関係団体の課題・ニーズの調査 配布58団体、回収40団体(回収率69.0%)
令和3年11月17日 ～11月30日	第2回検討委員会 (電子会議)	第3期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画の検証作業について
令和3年12月14日 ～12月17日	第3回検討委員会 (電子会議)	第4期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案の検討・確認について
令和3年12月20日	第2回策定委員会	1 市民アンケート調査等の結果について 2 第4期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について 3 パブリックコメントの実施について
令和3年12月28日 ～令和4年1月27日	パブリックコメント	市内公共施設9か所及びホームページ上に計画案を公表し、意見を募集(意見・・・0件)
令和4年 1月28日 ～ 2月 3日	第4回検討委員会 (電子会議)	第4期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)の最終確認について
令和4年 2月17日	第3回策定委員会	1 パブリックコメントの結果について 2 第4期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について 3 今後の予定について
令和4年 2月25日	答申	

## 2 第4期秩父市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく第4期秩父市地域福祉計画（以下「第4期計画」という。）を策定するため、第4期秩父市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、第4期計画に関する必要な事項について調査研究及び協議を行い、計画案を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 地域福祉等関係団体代表者
- (4) 福祉関係機関・施設代表者
- (5) 市民代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第4期計画が策定される日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 会議は、公開とする。ただし、委員会が公開しないと議決をした場合は、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

### 3 第4期秩父市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 秩父市における地域福祉をさらに推進することを目的とし、社会福祉法人秩父市社会福祉協議会(以下「法人」という。)が、第4期秩父市地域福祉活動計画(以下「第4期計画」という。)を策定するため、第4期秩父市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、第4期計画に関する必要な事項について調査研究及び協議を行い、計画案を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、法人会長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 地域福祉等関係団体代表者
- (4) 福祉関係機関・施設代表者
- (5) 市民代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第4期計画が策定される日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 会議は、公開とする。ただし、委員会が公開しないと議決をした場合は、この限りでない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 社会福祉法人秩父市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、適用しない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、法人事務局地域福祉推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

#### 4 第4期秩父市地域福祉計画・秩父市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：令和3年8月23日～令和4年3月31日

No.	職名		氏名	備考
1	秩父市議会議員	文教福祉 委員長	◎ 赤岩 秀文	(1)市議会議員
2	秩父市町会長協議会	会長	○ 小池 克三郎	(5)市民代表
3	秩父郡市医師会	副会長	西 秀夫	(2)学識経験者
4	秩父郡市歯科医師会	副会長	内田 博	(2)学識経験者
5	埼玉県秩父福祉事務所	所長	西村 憲一	(4)福祉関係機関・施設代表者
6	埼玉県秩父保健所	副所長	金子 安雄	(4)福祉関係機関・施設代表者
7	秩父市 民生委員児童委員協議会	会長	宮下 昭	(3)地域福祉等関係団体代表者
8	秩父市在宅福祉員連合会	会長	本橋 和美	(3)地域福祉等関係団体代表者
9	秩父市老人クラブ連合会	会長	岩崎 菊雄	(5)市民代表
10	秩父子育て応援団	団長	池田 俊江	(3)地域福祉等関係団体代表者
11	秩父市赤十字奉仕団	委員長	町田 陽子	(3)地域福祉等関係団体代表者
12	秩父市社会福祉協議会 支部長会	会長	山口 辰雄	(3)地域福祉等関係団体代表者
13	秩父市障害者団体 連絡協議会	会長	山崎 かや	(3)地域福祉等関係団体代表者
14	秩父地区保護司会	会長	土橋 元孝	(3)地域福祉等関係団体代表者
15	秩父市役所	元職員	坪内 幸次	(2)学識経験者

◎…委員長 ○…副委員長

## 5 第4期秩父市地域福祉計画・秩父市地域福祉活動計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく第4期秩父市地域福祉計画及び秩父市地域福祉活動計画（以下「第4期計画」という。）の策定にあたり、秩父市役所（以下「市」という。）の関係部局及び秩父市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の職員により必要な事項を検討するため、第4期秩父市地域福祉計画・秩父市地域福祉活動計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第4期計画の策定に必要な調査研究及び協議検討を行うこと。
- (2) 前項に掲げるもののほか、第4期計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は市福祉部長の職にある者、副委員長は社協事務局長の職にある者、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会を主宰し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市福祉部社会福祉課、社協事務局地域福祉推進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別表

○市職員

副市長、教育長、市長室長兼総合連絡調整幹、総務部長、財務部長、環境部長、市民部長、福祉部長、保健医療部長、産業観光部長、地域整備部長、吉田総合支所長、大滝総合支所長、荒川総合支所長、市立病院事務局長、会計管理者、教育委員会事務局長、議会事務局長

○社協職員

事務局長

6 第4期秩父市地域福祉計画・秩父市地域福祉活動計画検討委員会委員名簿

No.	所属部局	職名	氏名
1	秩父市	副市長	-
2	秩父市	教育長	前野 浩二
3	秩父市市長室	室長兼総合連絡調整幹	高橋 亙
4	秩父市総務部	部長	江田 正広
5	秩父市財務部	部長	島田 典彦
6	秩父市環境部	部長	笠原 義浩
7	秩父市市民部	部長	山岸 剛
8	秩父市福祉部	部長	◎ 浅見 芳弘
9	秩父市保健医療部	部長	赤岩 睦子
10	秩父市産業観光部	部長	田端 保之
11	秩父市地域整備部	部長	逸見 進
12	秩父市吉田総合支所	総合支所長	新井 正巳
13	秩父市大滝総合支所	総合支所長	山中 浩
14	秩父市荒川総合支所	総合支所長	川田 幸一
15	秩父市立病院事務局	事務局長	小松 伸也
16	秩父市会計管理者	会計管理者	根岸 仁
17	秩父市教育委員会事務局	事務局長	中野 茂
18	秩父市議会事務局	事務局長	原嶋 勉
19	秩父市社会福祉協議会事務局	事務局長	○ 江田 和彦

◎…委員長 ○…副委員長

7 第4期秩父市地域福祉計画・秩父市地域福祉活動計画事務局名簿

No.	所 属		職 名	氏 名
1	秩父市役所	福祉部	部長	浅見 芳弘
2	秩父市役所	福祉部	次長兼 社会福祉課長	坂本 雄司
3	秩父市役所	福祉部社会福祉課	主幹	木村 真
4	秩父市役所	福祉部社会福祉課	主査	加藤 康孝
5	秩父市社会福祉協議会	事務局	局長	江田 和彦
6	秩父市社会福祉協議会	地域福祉推進課	課長	野口 健
7	秩父市社会福祉協議会	地域福祉推進課	主幹	桜井 伸彦
8	秩父市社会福祉協議会	地域福祉推進課	主査	笠原 知也

---

---

## 第4期秩父市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和4年3月発行（令和4年度～令和8年度）

発行 秩父市・秩父市社会福祉協議会

編集 秩父市

福祉部社会福祉課

社会福祉法人

秩父市社会福祉協議会

〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号

TEL：0494-22-2211（代表）

FAX：0494-22-7168

〒368-0033

埼玉県秩父市野坂町一丁目13番14号

TEL：0494-22-1514

FAX：0494-22-4815

---

---







碓氷市イメージキャラクター

ポテくまさん